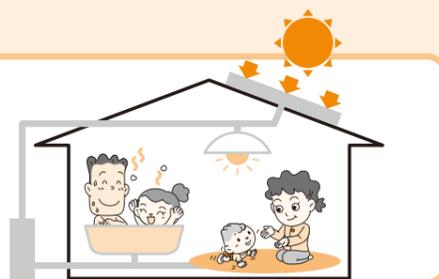


# くらしのミニ知識

## 復興支援・住宅 エコポイントって?



地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、東日本大震災の被災地復興支援のため、エコ住宅の新築またはエコリフォームをした場合にポイントが発行され、そのポイントを被災地の商品やエコ商品券と交換できる制度です。

○ポイントの発行対象 ポイントの申請基準を満たすエコ住宅の新築並びにエコリフォーム

○発行されるポイント数

### エコ住宅の新築

1戸あたり/被災地300,000ポイント  
その他の地域150,000ポイント  
(太陽熱利用システムを設置した場合は加算あり)

### エコリフォーム

300,000ポイントを上限 (耐震改修を行う場合は別に加算あり)

詳しくは復興支援・住宅エコポイントのホームページ <http://fukko-jutaku.eco-points.jp> をご覧いただくか、住宅エコポイント事務局 ☎0570-200-121 ナビダイヤル(有料)へお問い合わせください。

○ポイントの交換

(半分以上を復興支援商品に交換する必要あり)

### 復興支援商品

被災地の産品・製品、東日本大震災への義援金及び寄付等

### エコ商品等

省エネ・環境配慮商品、環境寄附等

## ご案内

### 消費生活 出前講座

職員が地域や消費者・高齢者の集まり、高等学校や社員研修などの場にお伺いして、悪質商法の手口や対処方法などをご説明させていただきます。  
お申込みは、まずはお電話で各消費生活センターへご連絡ください。

### 借金の返済で 困っていませんか

県消費生活センターでは、「多重債務」で苦しんでいる人のご相談を随時受け付けています。借金の内容を確認し、弁護士・司法書士による債務整理につなげるお手伝いをしています。まずは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

### ● 松本消費生活センター岡谷支所の統合についてのお知らせ ●

松本消費生活センター岡谷支所(通称:消費生活センターおかや)は、平成24年3月末をもって閉所し、同年4月1日から本所である松本消費生活センターに統合されます。

これまで岡谷支所をご利用いただいていた皆さまにはご不便をおかけいたしますが、平成24年4月以降の消費生活に関するご相談は、お住まいの市町村消費生活相談窓口または県消費生活センター(1ページに記載)をご利用ください。

編集・発行 長野県企画部 消費生活室 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1  
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

くらし得情報 はインターネットでもご覧いただけます。また、県では「消費生活情報メールマガジン」も配信しています。詳しくは県消費生活情報ホームページをご覧ください。

●<http://www.nagano-shohi.net/>



## 回覧 ながのけん

# くらし得情報

MARUTOKU

3  
MARCH 2012

- 増えています! スマートフォンのトラブル .....1
- これだけは知っておこう! 契約の基礎知識 .....2、3
- くらしのミニ知識 他 .....4

## ／ 増えています! ／

# スマートフォンのトラブル

パソコンのように多様なウェブサイトアクセスしたり、アプリケーションソフトをダウンロードして利用者が機能を追加することができるスマートフォンの普及が急速に進んでいます。

その一方で、連続通話時間が説明より極端に短い、使用し始めてすぐに不具合が生じた、メールやインターネットなどあまり利用していないのにポケット料金の上限額を請求されたなどの相談が県内の消費生活センターに寄せられています。



スマートフォンを契約するときは、次の点に注意してください。

テレビコマーシャルなどの広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴を十分ふまえて自分の利用目的にあった商品を選択しましょう。

不具合が生じた場合には、どのように使ったときに、どのような症状がおきたのかを記録し、携帯電話会社のショップ等修理窓口に伝えましょう。

アプリケーションソフトの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしないようにしましょう。

海外に持っていく場合には、必ず日本国内で事前に設定方法や課金方法を確認しておきましょう。

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

## 消費生活センターにご相談ください

長野消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771  
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター..... ☎0263-35-1556 FAX:0263-35-0949  
(松本市中央1-23-1 松本商工会館内)

消費生活センターおかや... ☎0266-23-8260 FAX:0266-23-8248  
(岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階) ※平成24年4月から松本消費生活センターへ統合

飯田消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703  
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998  
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

# これだけは知っておこう! 契約の基礎知識

私たちは、毎日の生活の中で意識していなくても様々な「契約」をしています。契約に関する基礎知識を身につけておくことは、様々な契約トラブルや新しい巧妙な手口の悪質商法の被害を未然に防ぐことにつながります。

## 身近な契約



スーパーで野菜を買う  
売買契約



電車、バスに乗る  
運送契約



会社で働く  
雇用契約

## 契約とは

### ○法的な責任が生じる「約束」のこと

あなたが申込みをし、相手が承諾すれば契約は成立します。契約をするかしないか、どのような契約を結ぶかは自由に決められますが、一方的に契約を結ぶことはできません。

### ○「約束」をしたらきちんと守る、守れない「約束」はしない

契約が成立するとお互いに契約の内容を守らなければなりません。契約はお互いに内容を納得していれば、口約束だけでも成立します。ただし、公序良俗に反するような内容の契約は無効です。



いったん契約すると、正当な理由がない限り、一方的にやめることはできません。

ただし、クーリング・オフ制度のほか、**次のような場合**条件次第で契約の解除や取り消しができる場合がありますので、お近くの消費生活センターまたは消費生活相談窓口にご相談ください。

- ①重要な事項について、事実と異なる説明をされて契約した場合
- ②不確実なことを「絶対もうかる」「損することはない」などと説明されて契約した場合
- ③事業者が帰ってくれない、販売会場等から出してくれないので困って契約した場合
- ④だまされたり、うそによる誤解をして契約した場合
- ⑤脅されたり、威嚇されたことにより、怖くて契約した場合
- ⑥未成年者が、親権者の同意を得ずに契約した場合
- ⑦認知症などにより十分な判断能力がない者が契約した場合

契約にあたっては次のチェックリストを参照し、十分な検討を行ってから契約するようにしましょう。

## 契約するときのチェックリスト

### 対象商品・サービス

- 商品・サービスの内容は明確になっていますか?
- その商品・サービスはあなたにとって本当に必要ですか?

### 代 金

- 代金はいくらですか? 商品・サービスの価値と見合っていますか?
- クレジット払いにしたり、お金を借りて支払う場合、支払い総額はいくらになりますか? きちんと支払っていただけますか?



### 相手方

- どこの何という事業者かきちんとわかっていますか?
- 信頼できる事業者ですか?
- 契約の相手はその事業者でよいですか? ほかの事業者と比べてみましたか?



### 契約書

- 契約書を取り交わしましたか? (契約が高額、契約内容が複雑な場合など)
- 契約書には次の事項が書かれていますか?  
契約日、事業者の名称・住所・連絡先、商品名・種類・数量、価格、支払い方法(現金払い・分割払い等)、商品引渡しの時期、解約に関する規定、損害賠償・違約金に関する規定
- 口頭で約束した内容は契約書に書かれていますか?
- 契約書にはあなたにとって一方的に不利益になる事柄は書かれていませんか?

## 契約で失敗しないために

- ① 商品やサービスが本当に必要かよく考える
- ② 自分にとって不要な商品やサービスは勧められてもはっきり断る
- ③ 契約する前に情報を集める(工事などの場合は複数業者から見積をとる)
- ④ 集めた情報を比較検討する
- ⑤ 事業者のセールストークを安易に信用しない
- ⑥ 内容をよく確認してから契約する
- ⑦ 契約書類は大切に保管しておく

困ったとき、わからないときは一人で悩まず、  
まわりの人や消費生活センターなど専門機関に相談を!